

# エネルギー・食品価格等の物価高騰における非課税世帯・均等割世帯および定額減税を補足する一体支援事業 調整給付金(定額減税補足給付金)について

## <対象者>

利島村から令和6年度の個人住民税が課税されている方のうち、**定額減税可能額(注1)**が、**令和6年分推計所得額(注2)**または**令和6年度分個人住民税所得割(定額減税前)(注3)**を上回る方が対象です。

※但し、納税義務者本人の合計所得額が1,805万円を超える方は対象外となります。

(注1) 定額減税可能額

所得税分	▶	3万円	×	減税対象人数
住民税所得割分	▶	1万円	×	減税対象人数

減税対象人数=納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)  
ただし、「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は対象外

(注2) 令和6年分推計所得税額

令和6年分の所得税は、令和6年1月から12月までの所得に対し課税されますが、皆様にいち早く給付金をお届けする観点より、個人住民税の算定に用いている所得金額や人的控除等の情報から推計します。

なお、令和6年分の所得税額の確定後、給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年度中に給付予定です。

(注3) 令和6年度分個人住民税所得割額(定額減税前)

「差引所得割額」+「特別税額控除額」の金額です。

## <給付額>

- ①と②の合計額(合計額を1万円単位に切上げ給付)  
① 所得税分定額減税可能額-令和6年分推計所得額  
② 個人住民税所得割分定額減税可能額-令和6年分個人住民税所得割額(定額減税前)  
(①<0の場合は0円、②<0の場合は0円)

### 【所得税分】

定額減税可能額 (3万円×減税対象人数)
推計所得税額
①

### 【住民税分(所得割)】

定額減税可能額 (1万円×減税対象人数)
住民税額(所得割)
②

給付額 = ① + ②

例: ①+②=13,000円の場合、20,000円給付(1万円単位で切上げ)

- 対象者の方には「確認書」を郵送しておりますので、同封している記載例をご確認頂き、**令和6年10月25日(金)まで**に利島村役場 **総務課** まで提出してください。  
**※期限までに提出が無い場合は、給付を辞退したとみなします。**
- 確認書が届かず「給付対象」と見込まれる方は、令和6年10月21日(月)までに**総務課(04992-9-0012)**までお問合せください。
- 支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となります。**